

脱炭素関連の設備投資

をお考えの法人の皆様へ

北九州市ではグリーンアジア国際戦略総合特区の支援メニューを活用できます！

北九州市は、福岡県と福岡市とともに、2011年に国から「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受け、環境を軸とした産業の国際競争力の強化、環境配慮型製品の開発・生産拠点の形成に向けた取組を進めています。

01 法人税の軽減

対象資産（取得価額）	投資税額控除	特別償却
機械・装置（2,000万円以上） 研究開発用の器具・備品（1,000万円以上）	8%	30%
建物・附属設備、構築物（1億円以上）	4%	15%

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる環境産業の国際競争力の強化に、特に資する以下の事業

- ① 電気自動車や燃料電池自動車など、環境への負荷が特に少ない自動車（環境配慮型自動車）の製造又は研究開発
- ② 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造
- ③ 太陽光、風力、水力、バイオマスなど、再生可能エネルギー源で持続的な利用が認められるものの研究開発又は供給
- ④ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発
- ⑤ 先進技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池など、電池の研究開発又は製造
- ⑥ LEDや有機ELの電球・照明器具、ヒートポンプなど、省エネルギーに資する先進技術を用いた機械・設備の研究開発又は製造
- ⑦ 希少金属の回収又はこれらの代替物質の製造若しくは研究開発
- ⑧ 半導体素子・集積回路の改良に係る技術やその他先端技術を用いた半導体の研究開発又は製造

※産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除く

要件（主なもの）

- ✓ 機械等は取得前、建物等は着工前に、法人指定を受ける必要あり
- ✓ 資産の取得期限 令和8年3月31日（国の制度改正で延長される可能性あり）
- ✓ 「投資税額控除」と「特別償却」を選択適用（事業年度ごとに1回のみ）

税額軽減の計算例

- ✓ 法人税の計算方法
① 売上 - 経費 = 所得 → ② 所得 × 税率 = 調整前法人税額
→ ③ 調整前法人税額 - 税額控除 = 実際に支払う税金
- ✓ 前提条件
・ 毎年の減価償却前の所得：5,000万円 ・ 法人税率：23%
・ 設備投資は研究開発用の器具・備品：3,000万円（特区対象）※耐用年数：3年・定額法

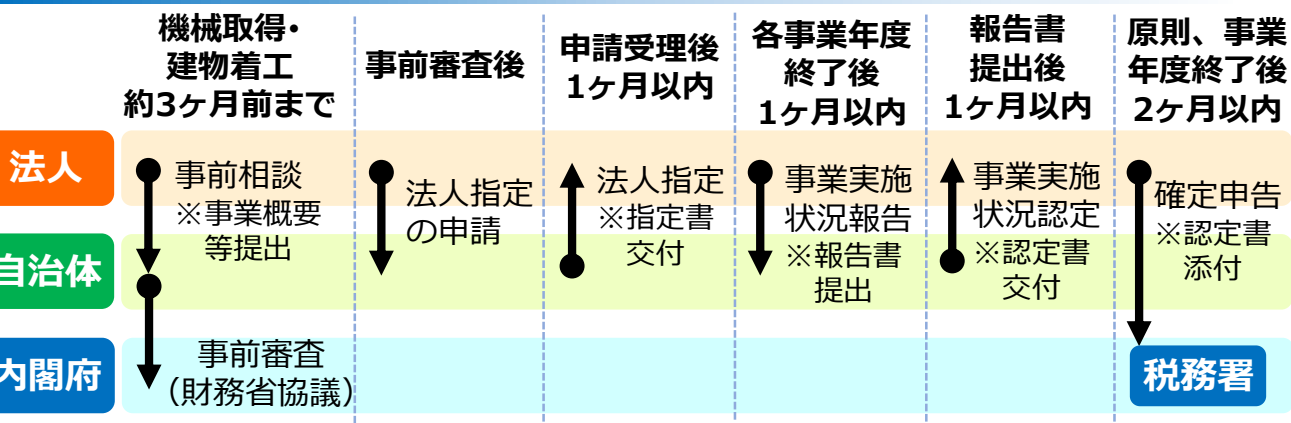
1 投資税額控除を選択した場合
控除税額は、取得価額の8%相当額。ただし、控除税額が、当該事業年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合、控除税額はその20%相当額が限度。

	1年目	2年目	3年目	合計	備 考
① 減価償却費控除前所得	5,000	5,000	5,000	15,000	
② 減価償却費	1,000	1,000	1,000	3,000	3,000÷3年
③ 所得	4,000	4,000	4,000	12,000	①－②
④ 調整前法人税額	920	920	920	2,760	③×23%
⑤ 税額控除	184	0	0	184	「取得価額の8%」と「④の20%」を比較 3,000×8%=240>920×20%=184
⑥ 実際に支払う税金	736	920	920	2,576	④－⑤

2 特別償却を選択した場合
普通償却と併せて取得価格の30%相当額を特別償却でき、初年度の税負担を軽減。

	1年目	2年目	3年目	合計	備 考
① 減価償却費控除前所得	5,000	5,000	5,000	15,000	
② 減価償却費	1,900	1,100	0	3,000	1年目=3,000÷3年+3,000×30%
③ 所得	3,100	3,900	5,000	12,000	①－②
④ 調整前法人税額	713	897	1,150	2,760	③×23%
⑤ 税額控除	0	0	0	0	
⑥ 実際に支払う税金	713	897	1,150	2,760	④－⑤

支援メニュー活用手順（主なもの）





02 利子補給制度

事業者が、特区対象事業の実施に必要な資金を、金融機関から借り入れる場合、国から金融機関に対し、利子補給金を支給。

利子
補給率

0.7%
以内

支給期間

※融資期間は
5年以上が必要

最大
5年間

利子補給金の支給を受ける金融機関は、事業者に対し、補給金を交付又は補給金相当分の利子を軽減した貸付けを行う。

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる環境産業の国際競争力の強化に、特に資する以下の事業

- ① 太陽光発電、省エネルギー又はスマートグリッド機器の設置など、環境に配慮した設備投資・研究開発・サービスの提供、環境配慮型システムを導入した施設又はオフィスビルの増改築若しくは新設
- ② アジア地域等の拠点として、事業所を移転し、又は研究開発若しくは生産を行う設備などの整備
- ③ 国際的拠点として、環境に関する先進的な産業について、新会社の設立、本社の新設若しくは既存施設・設備の整備又は先進的な研究開発
- ④ 国際的な物流に係る基盤の整備のほか、倉庫、荷役機械など、物流施設・設備、物流関連サービスの整備

(株)日本政策投資銀行、(株)福岡銀行、(株)西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、(株)みずほ銀行、(株)北九州銀行、(株)筑邦銀行、(株)福岡中央銀行、福岡信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県中央信用組合、(株)商工組合中央金庫、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)新生銀行、(株)広島銀行、(株)十八銀行、(株)中国銀行、(株)りそな銀行

※利子補給金の支給手続とは別に、本特区の指定金融機関への指定手続が必要な場合があります。また、事業開始（建物着工・機械装置取得）及び融資契約締結の前に、所定の手続を済ませておく必要があります。

利子補給金支給申請受付期間（令和7年度）

集中受付時期	集中受付期間	受付対象となる事業開始時期
令和7年 4月	令和7年 4月 4日～15日	令和7年 6月 1日～令和8年3月末日
令和7年 7月	令和7年 7月 4日～15日	令和7年 9月 1日～令和8年3月末日
令和7年10月	令和7年10月 1日～10日	令和7年12月 1日～令和8年3月末日
令和7年12月	令和7年12月 1日～10日	令和8年 2月 1日～令和8年3月末日
令和8年 2月	予算状況を踏まえ別途案内	—

※手続の詳細や最新の情報は、以下の内閣府地方創生推進事務局ホームページをご覧ください。
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokyu/index.html>

福岡県

01 福岡県企業立地促進交付金（工場等の新增設に係る交付金の特区特例）

本特区の法人税の軽減を受ける指定法人が、業務施設等を取得する場合、通常[※]の交付金に5%を加算して交付。

交付内容

- ・製造業(※)…交付率：6～8%（通常1～3%）、限度額：10億円
- ・研究開発施設等…交付率：6～7%（通常1～2%）、限度額：5億円

※半導体、蓄電池、洋上風力発電機、水素エネルギー関連の製造業の場合、特例産業として交付率：9～10%（限度額：10億円）

02 不動産取得税の課税免除（税制優遇措置）

本特区の法人税の軽減を受ける指定法人に対し、不動産取得税を課税免除。

免除内容

建物とその敷地（対象建物に係る部分）の不動産取得税（税率：建物4%・土地3%）を免除

03 グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金（中小企業の設備投資に係る助成制度）

特区事業者に、部品や素材を供給する県内中小企業の設備投資を支援。

要件

- ・生産設備…取得額合計500万円以上
- ・開発設備…取得額合計250万円以上

助成内容

対象経費の合計額の15%（※25%）以内、限度額：400万円（※600万円）

※特別枠：半導体、蓄電池（車載用）、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の事業の用に供する設備を取得する場合

北九州市

01 固定資産税の課税免除（税制優遇措置）

その他支援メニューはこちら
北九州市企業立地支援ガイドHP



本特区の法人税の軽減を受ける指定法人又は利子補給制度を活用した融資を受ける法人に対し、固定資産税を課税免除。

免除内容

建物・構築物とその敷地（業務用・研究開発用）、機械設備等（研究開発用のみ）の固定資産税（税率：1.4%）を3年間免除

要件

- ・建物・構築物：取得額1億円以上、機械設備等：取得額2,000万円以上
- ・平成24年4月1日から令和8年3月31日までに取得した固定資産（指定法人については、指定の有効期間内に取得した固定資産）

2 環境未来ビジネス創出助成

（環境分野のビジネス創出及び技術開発に対する助成制度）

新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究及びビジネス創出に対して、研究開発費等を助成。

助成率

対象経費の1/2～2/3

限度額

- ・社会実装、実証研究：500万円/年
- ・FS：200万円/年

- ・支援メニューは、重複して活用できます。
- ・支援メニューには要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・国及び北九州市の支援メニュー：北九州市政策部政策課 TEL 093-582-2302
- ・福岡県の支援メニュー：福岡県産業特区推進室 TEL 092-643-3416